

山口県報

平成26年
5月20日
(火曜日)

目次

告示
土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

公告
平成二十六年度狩猟免許試験の実施(自然保護課).....一
狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課).....二
農用地利用配分計画の認可の申請(農業振興課).....三
土地改良区役員への届出(農村整備課).....三
県営滝ヶ谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
県営福賀地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....四
契約の締結(都市計画課).....四
契約の締結(河川課).....四



山口県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名

認可年月日

下関市豊北町農地開発土地改良区

平成二六、五、二二



(二六七)平成二十六年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条の規定により、平成二十六年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成二十六年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

日	時	場 所
平成二六、七、一三	午前九時	山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
"	" 二七	"
"	" 八、二四	下松市地域交流センター 柳井市文化福祉会館
"	" 九、二	"
"	" 七	山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館 下関市菊川ふれあい会館

二 受験資格

山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

試験の場所

提出期限

山口市吉敷下東三丁目一番一号	平成二六、七、四 午後五時
山口県総合保健会館	"
下松市地域交流センター	"
柳井市文化福祉会館	" 八、一五 "
山口市吉敷下東三丁目一番一号	" " 二六 "
山口県総合保健会館	" " " "
下関市菊川ふれあい会館	" " 二九 "

郵送の場合は、受けよとする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所を所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一六八) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)(第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。))を次のとおり実施します。

平成二十六年五月二十日

一	適性試験等の日時及び場所	山口県知事	村岡 嗣政
日	時	場	所

平成二六、六、二五 午後一時 美称市市民会館

〃 〃 二七 午後一時三〇分 山口県周南総合庁舎

〃 〃 三〇 午後一時 山口市吉敷下東三丁目一番一号

〃 〃 〃 〃 〃 山口県総合保健会館

〃 〃 〃 〃 〃 下関市菊川ふれあい会館

〃 〃 〃 〃 〃 宇部市万倉ふれあいセンター

〃 〃 〃 〃 〃 山口県萩総合庁舎

〃 〃 〃 〃 〃 山口県岩国総合庁舎

〃 〃 〃 〃 〃 山口県柳井総合庁舎

二 対象者 山口県内に住所を有する者で、平成二十六年九月十四日まで有効である法第四十三

条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

適性試験等の場所 提出 期 限

美称市市民会館 平成二六、六、一八 午後五時

山口県周南総合庁舎 〃 〃 二〇 〃

山口市吉敷下東三丁目一番一号 〃 〃 二三 〃

山口県総合保健会館 〃 〃 二四 〃

下関市菊川ふれあい会館 〃 〃 二五 〃

宇部市万倉ふれあいセンター 〃 〃 二六 〃

山口県萩総合庁舎 〃 〃 二七 〃

山口県岩国総合庁舎 〃 〃 二八 〃

山口県柳井総合庁舎 〃 〃 二九 〃

郵送の場合は、受けようとする適性試験等の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許更新申請書等の提出先

住所地为所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許更新申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影

年月日及び氏名を記入すること。
 六 狩猟免許更新申請手数料
 二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他
 この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一
 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三〇五〇)にすること。郵便
 で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛
 先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一六九) 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項
 の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があ
 りました。

当該農用地利用配分計画は、平成二十六年五月二十日から同年六月三日までの間、山
 口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地
農事組合法人あいさいの里	柳井市日積三九六四	柳井市日積字中大里四二二九の三ほか一二四筆
有限会社友進	伊陸五四四六の一	伊陸字松田四三三〇の一ほか一筆
農事組合法人ウエスト・いかち	七四四六の四	字木焼七三九三の三ほか六筆
農事組合法人おおさこ	九五二	字藤ヶ迫一三二七の一ほか九筆
農事組合法人ファーマー日積	日積六九三二の一	日積字岡ノ前一〇八の一ほか一五筆
有限会社ジェイエイ南グリー	余田三五一〇の一	余田字東長溝三三二七の一ほか一筆

長尾 主税 伊陸六四九 五筆 伊陸字崩前一五四ほか

河添 貞彦 余田二五〇六 新庄字辻原二〇三三

下土井 進 三〇二二の一 余田字大立田二五九三の

葛岡・瓜迫農事組合法人 熊毛郡田布施町大字宿井二 熊毛郡田布施町大字宿井字中島

農事組合法人アグリファーム 九八 九八 四〇ほか三八筆

木地の郷 九九の二 大字波野二二 三〇ほか三六筆 大字波野字貞倉

株式会社アグリ・サポート・カネモト 九 二六 初人四四ほか一六筆 大字下田布施字

株式会社ファームランド 四の 一 大字川西三九 二七ほか一筆 大字宿井字瓜迫

福本 卓雄 一九三四の二 大字下田布施 曾比賀一九四二の 一ほか三筆

二 申請年月日
 平成二十六年五月十五日

(一七〇) 土地改良区の役員の名簿及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地
 改良区から次のとおり役員の名簿及び住所の届出がありました。

平成二十六年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関土地改良区	理 事	岸 本 隆	下関市王司神田四丁目七番一号

(一二二) 県営滝ヶ浴地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営
 滝ヶ浴地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第
 五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営滝ヶ浴地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月二十一日から同年六月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一七二) 県営福賀地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営福賀地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営福賀地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月二十一日から同年六月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一七三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口きらら博記念公園管理事務所 山口市阿知須五〇九番五〇

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 七百八十万キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十六年三月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

一億三千七百四万五千四百円

七 入札公告日

平成二十六年二月十四日

八 その他

(一) 契約担当者 山口きらら博記念公園管理事務所長 市川 祥二

(二) 調達方法 購入

(三) 落札方式 最低価格

(一七四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部河川課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

錦川総合開発事業平瀬ダム建設工事

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十五年十二月二十五日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 錦川総合開発事業平瀬ダム建設工事清水建設・五洋建設・井森工業・ナルキ特定建

設工事共同企業体 広島市中区上八丁堀八番二号

六 落札金額
百二十二億九千六百八十八万円

七 入札公告日

平成二十五年八月三十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

平成二十六年五月二十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁